

### 第3 介護職種の優良な実習実施者に関するもの

#### 【関係規定】

(第三号技能実習に係る基準)

規則第15条 法第九条第十号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

- 一 技能等の修得等に係る実績
- 二 技能実習を行わせる体制
- 三 技能実習生の待遇
- 四 出入国又は労働に関する法令への違反、技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
- 五 技能実習生からの相談に応じることその他の技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況
- 六 技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

- 介護職種の優良な実習実施者の基準については、他職種と同様、規則第15条第1号から第6号に掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとされています。
- その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(125点満点で75点以上)を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。下記の表については、他職種における優良な実習実施者に関する基準の表(120点満点)の「②技能実習を行わせる体制」の評価項目に、「過去3年以内の介護職種の技能実習指導員講習の受講歴」を追加したものになります。
- この「介護職種の技能実習指導員講習」とは、介護職種の技能実習に関して、適切な実習体制を確保することを目的として厚生労働省が行う予算事業である「介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業」を受託した事業者が、当該事業の一環として実施する講習をいいます。介護職種の技能実習指導員講習の開催予定等については、厚生労働省HPに掲載しています。介護職種の技能実習指導員が、過去3年以内に当該講習を受講した場合に、加点されることとなります。
- ただし、下記②のⅠ、Ⅱ及びⅢ(斜体字部分)については、平成30年11月1日以降において評価項目としてカウントするものとします。そのため、当面はこれを除く項目で6割以上の点数(110点満点で66点以上)を獲得した場合に、「優良」とであると判断す

ることとなります。

	項目	配点
①技能等の	<b>【最大70点】</b>	
修得等に係 る実績	I 過去3年間の初級程度の介護技能実習評価試験等(他職種 の技能実習評価試験も含む。)の学科試験及び実技 試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含 む。)	・95%以上:20点 ・80%以上 95%未満 :10点 ・75%以上 80%未満 :0点 ・75%未満:-20点
	II 過去3年間の専門級・上級程度の介護技能実習評価試 験の実技試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。) の合格率 <計算方法> 分母:技能実習生の2号・3号修了者数 -うちやむを得ない不受検者数 +旧制度の技能実習生の受験者数 分子:(専門級合格者数+上級合格者数×1.5)×1.2 * 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日 以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、 施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととす ることも可。 * 施行後3年間については、IIに代えて、II-2(1)及 び(2)で評価することも可能とする。	・80%以上:40点 ・70%以上 80%未満 :30点 ・60%以上 70%未満 :20点 ・50%以上 60%未満 :0点 ・50%未満:-40点
	II-2(1) 直近過去3年間の専門級程度の介護技能実習 評価等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技試 験の合格実績	・合格者3人以上:35点 ・合格者2人:25点 ・合格者1人:15点 ・合格者なし:-35点
	II-2(2) 直近過去3年間の上級程度の介護技能実習評 価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技 試験の合格実績	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点
	III 直近過去3年間の専門級・上級程度の介護技能実習評 価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科 試験の合格実績 * 専門級、上級で分けず、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点

	IV 技能検定等の実施への協力 * 介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合等を想定	・有:5点
②技能実習を行わせる体制	【最大15点】 * 平成30年10月31日までは配点なし	
	I 過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有 : 5点
	II 過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有 : 5点
	III 過去3年以内の介護職種の技能実習指導員講習の受講歴	・全員有 : 5点
③技能実習生の待遇	【最大10点】	
	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものとの最低賃金の比較	・115%以上 : 5点 ・105%以上115%未満 : 3点
	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上 : 5点 ・3%以上5%未満 : 3点
④法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること	・改善未実施 : -50点 ・改善実施 : -30点
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと	・ゼロ : 5点 ・10%未満又は1人以下 : 0点 ・20%未満又は2人以下 : -5点 ・20%以上又は3人以上 : -10点
	III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること	・該当 : -50点
⑤相談・支援体制	【最大15点】	
	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有 : 5点
	II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること	・有 : 5点
	III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるため	・有 : 5点

	に当該技能実習生の受入れを行ったこと	
⑥地域社会との共生	<b>【最大 10 点】</b>	
	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有 : 4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有 : 3点
	III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有 : 3点

**【確認対象の書類】**

- ・ 介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第 12 号)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙1(参考様式第1-24号別紙1)
  - \* 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合
- ・ 介護職種の優良要件適合申告書・別紙(介護参考様式第 12 号別紙)
  - \* 介護職種の技能実習指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合
- ・ 講習受講者全員の受講証明書の写し
  - \* 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合
- ・ 優良要件適合申告書・別紙2(参考様式第1-24号別紙2)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙3(参考様式第1-24号別紙3)
  - \* やむをえない不受験者がある場合